

運営指導における指摘事項を踏まえた注意点等について

運営指導において特に指摘事項が多いのは、以下の加算になります。

1 送迎加算

(1) 概要

指定障害福祉サービス事業所が利用者に対して送迎を行っており、事前に県に届け出た場合に所定の単位数を算定するもの。

(2) 加算を算定できない例

- ① 居宅以外を送迎場所にしていたが、利用者の同意書がなかった。

⇒居宅以外でも、最寄り駅等の集合場所との送迎が可能ですが、特定の場所を定めて、事前に利用者から文書で同意を得る必要があります。また、利用者や事業者の都合により、あらかじめ定めた場所以外の場所へ送迎した場合も、加算を算定できません。

- ② 送迎の記録がなかった。

⇒送迎加算の算定のためには、実際に利用した記録の整備が必要です。送迎加算を算定する場合は、利用日ごとに、誰がいつ利用したのか確認できる記録をつけてください。

- ③ 病院や他事業所を利用するための送迎

⇒病院や他事業所を利用するための移動は本来の送迎とは趣旨が異なり、送迎加算の対象とはなりません（病院や日中一時支援事業所がたまたま集合場所となっている場合を除く。）。

⇒短期入所事業所のような利用者の宿泊場所については、居宅に準ずるものとして、送迎加算の対象として差し支えありません。ただし、短期入所事業所が、日中活動サービス事業所と当該短期入所事業所間の送迎を行った場合には、送迎加算は算定することができます。

2 食事提供体制加算

(1) 概要

低所得者等である利用者に対して、事業所の責任において、利用者に対する食事の提供のための体制を整えている場合に、一日につき所定の単位数を加算するもの。

(2) 加算を算定できない例

- ① 外部から弁当等を購入して提供している場合

- ② 出前等による食事を温め直して提供している場合

⇒事業所外で調理された食事を搬入し、提供する場合は、クックチル・クックフリーズにより冷蔵・冷凍されたものを再度加熱して提供するか、クックサーブによって温かいまま提供するもので、運搬手段及び衛生上適切な措置が取られている場合に加算の算定が認められます。

⇒調理を外部業者に委託する際には、利用者への食事提供に係る最終的な責任が事業所にあることを認識し、体制を整えてください。

③ 事業所に従事する調理員または業務委託をした第三者以外の者が調理をしている場合

⇒訓練の一環として、利用者が利用者の食事の調理を行っている場合には加算を算定できません。

なお、支援員等が調理を担当している場合は、調理に従事した時間は支援員等として業務に従事した時間から除外しますので、人員配置の確認の際には御注意願います。

3 欠席時対応加算

(1) 概要

利用者がサービスの利用を予定していた日に、急病などでその利用を中止した場合において、前々日、前日、当日に連絡があり、利用者・家族との連絡調整その他の相談援助を行い、利用者の状況や相談援助内容等を記録した場合に、一月につき4回まで算定できるもの。

なお、当該加算を算定する場合は、キャンセル料の徴収は行わないこととする。

(2) 加算を算定できない例

① 欠席時対応の記録がない、または不十分だった場合

⇒利用者が欠席しただけでは加算の対象とはなりません。利用者・家族に対する相談援助を行うとともに、その記録を残す必要があります。最低限、欠席の連絡を受けた日時、欠席の連絡をしてきた相手、欠席の連絡を受けた職員名、欠席した理由、次回の利用予定を記録してください。

② 利用者が事業所を休んだ理由が事前に予測できた場合

⇒利用者本人の急病以外でも、介護する家族の急病や急な法事など、事前に予測不可能な理由による欠席は加算の対象となります。しかし、定期的な通院など、事前に予測可能な理由による欠席は加算の対象となりませんので御注意願います。

4 障害者虐待の防止・権利擁護

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）となります。

虐待防止委員会の定期的な開催や、虐待防止に係る研修の実施及び担当者の設置などの措置を講じていただく必要があります。

5 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

（1）概要

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬が減算となります。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置が設けられています。

（2）減算単位

〔業務継続計画未策定減算〕

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算

（療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

- ・ 100分の1に相当する単位数を減算

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

（3）算定要件

以下の基準に適応していない場合、所定単位数が減算されます。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること

- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的な計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する

具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

※就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

(4) 参考

令和5年度第1回集団指導で、策定にあたってのポイント等を示しておりますので、御確認ください。また、厚生労働省HPにBCPの作成ガイドラインやひな形が掲載されておりますので、策定にあたっての参考にしてください。

[令和5年度第1回集団指導]

<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoutoku-top/syuudansidou.html>

[厚生労働省HP：障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kour_eisha/douga_00003.html

6 事業所の支援プログラムの作成・公表（児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援）

(1) 概要

児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援の総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、運営基準において、事業所に対して、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表が求められており、未実施の場合、基本報酬が減算※となります。※令和7年4月1日から適用

(2) 減算単位

[支援プログラム未公表減算]

- ・100分の15に相当する単位数を減算

(3) 算定要件

以下の基準に適応していない場合、所定単位数が減算されます。

・支援プログラム（5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知、行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人間関係・社会性」）を含む総合的な支援内容との関連性を明確にした事業所全体の支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること

- ・公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること

(4) 参考

公表内容の都道府県への届出方法については、県HPに掲載されておりますので、参考にしてください。

[支援プログラムの作成・公表及び県への届出について]

<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/kasan001.html>

7 児童指導員加配加算（児童発達支援・放課後等デイサービス）

(1) 概要

児童発達支援（放課後等デイサービス）給付費の算定に必要となる従業者の員数（基準人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置しているものとして事前に県に届け出た場合に、利用定員や加配する職員の実務経験に応じて算定するもの。

(2) 加算を算定できない例

① 定員超過により、児童指導員等の加配 1名以上（常勤換算による算定）を満たしていない場合

⇒定員超過となる日については、基準人員は通常時の基準人員よりも多く配置する必要があります。当該日に加配職員以外で定員超過時に必要となる基準人員を配置できない場合は、その月の児童指導員加配加算を取得できません。

② 基準人員に欠如が生じている場合

⇒児童指導員や保育士が、「提供を行う時間帯を通じて必要な人数配置されていること」や「うち一人以上は常勤でなければならない」を満たしていない場合など、基準人員に欠員が生じている場合は、その月の加配加算を算定できません。また、管理者及び児童発達支援管理責任者が配置されていない場合においても同様に加配加算を算定することはできません。

(3) 注意点

児童指導員等加配加算を「常勤専従（経験5年以上）」及び「常勤専従（経験5年未満）」の配置形態で算定している場合において、加配要員の職員がその月の中で、基準人員として勤務する日が1日でもある場合には、「常勤専従」要件を満たしません。

8 特別地域加算について

(1) 算定要件

こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者等に対してサービスの提供が行われた場合に算定ができる加算。なお、利用者の居住地以外にも、就労定着支援では利用者の居宅又は雇用された事業所が該当地域に所在する場合、保育所等訪問支援では利用児の通う保育所等が該当地域に所在する場合であって、それぞれ該当地域を訪問し、対面でサービスを提供した場合に算定が可能となる。

(2) 算定対象サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、自立訓練（生活訓練・機能訓練）、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援

(3) 参考

宮城県内の対象地域については、県HPに掲載されておりますので、参考にしてください。

[指定障害福祉サービス等における特別地域加算について]

<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoutoku-top/tokubetutiiki.html>

9 自己評価結果の報告について（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

(1) 概要

指定通所基準等の規定に基づき、おおむね1年に1回以上、自己評価及び事業所を利用する障害児の保護者による評価（保育所等訪問支援にあっては、当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価を含む。（以下「訪問先施設」という。）による評価を含む。）が行われ、その結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等が減算となります。

(2) 減算単位

[自己評価結果等未公表減算]

- ・ 100分の15に相当する単位数を減算

(3) 指定通所基準等の規定に基づき、求められる具体的な対応

- ① 事業所の従業者による評価を受けた上で、自己評価を行う。(自己評価)
- ② 事業所を利用する障害児及びその保護者(保育所等訪問支援にあっては訪問先施設を含む。)による評価を受ける。(保護者評価)
- ③ ①及び②の結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図る。(改善の内容)
- ④ ①、②及び③(以下「自己評価結果等」と言う。)を、インターネットの利用その他の方法により公表し、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出る。

(4) 減算期間

当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することになります。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものです。

⇒情報公表システムの公表期限(毎年7月31日)までに前年度実施分の公表を行っていない場合は減算となります。

⇒新規指定の事業所については、指定から1年以内に実施し、届出を行ってください。

10 情報公表未報告への事業所への対応

(1) 概要

利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム(ワムネット)上、未報告となっている事業所は「情報公表未報告減算」となります。

(2) 減算単位

[情報公表未報告減算]

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算

(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)

- ・ 100分の5に相当する単位数を減算

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

(3) 算定要件

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数が減算されます。